

自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震等の自然災害から県民の命を守るために必要な3要素「自助」「共助」「公助」について、各取組を効果的・実践的に実施し、地域防災力の更なる向上（強靱化）を図る。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

(1) 県民一人ひとりの防災力強化（自助）

「耐震化（家具の固定を含む。）」「早期避難」「備蓄」の3つの減災行動を中心に、年間を通じて情報発信を行うとともに、災害への備えにつながる県民参加型の防災イベント等を実施し、県民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

- ・テレビやSNS等を活用した防災啓発情報の発信強化
- ・県防災の日（5月第4日曜日）等における防災啓発イベントの実施

(2) 地域の防災力強化（共助）

防災意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダー（防災士）の育成に取り組むとともに、防災士を活用した避難所運営訓練等を通して、自主防災組織の活動を支援し、県民が互いに助け合う「共助の力」の強化を図る。

- ・地域防災の中核的役割を担う防災士の養成研修
- ・防災士スキルアップ研修
- ・自主防災組織未結成地域の防災活動支援

(3) 行政機関の防災力強化（公助）

県及び市町村職員を対象に災害が発生した場合の災害応急対応業務及び住家の被害認定等に関する研修を実施

4 県所管課

総務部 危機管理局危機管理課（防災企画担当）

電話：26－7066（内線：8315）

減災力強化推進事業

(事業開始年度：平成 27 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

南海トラフ地震・津波から県民の生命を守るためには、津波避難タワー等の整備が必要であるため、沿岸市町に対する支援を行う。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

津波避難対策緊急事業計画（南海トラフ地震対策特措法第 12 条）に基づき津波避難タワー等の新設を行う沿岸市町に対して支援を行う。

4 補助率

交付額：公共事業等債充当後の一般財源相当額全額

（ただし、交付金算定対象は本体工事費及び用地補償費とする）

5 県所管課

総務部 危機管理局危機管理課（南海トラフ・大規模災害対策担当）

電話：26－7949（内線：8313）

地域防災組織育成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：不明）

— （一財）自治総合センター —

1 事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

- ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織
- イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
- ウ 市町村、広域連合及び一部事務組合
- エ 市町村、広域連合及び一部事務組合
- オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
- カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合

3 対象事業等

- ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業
- エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業
- オ 女性消防隊が初期活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消火ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業
- カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業

4 補助基準

- ア 30 万円から 200 万円まで
- イ 50 万円から 100 万円まで
- ウ 上限 100 万円（ただし、防火防災訓練用資機材の整備は上限 60 万円）
- エ 上限 40 万円
- オ 上限 100 万円
- カ 上限 100 万円

5 県内事例

令和 6 年度実績 西都市、綾町、美郷町、串間市、高原町、川南町、都農町

6 県所管課

総務部 危機管理局危機管理課（防災企画担当）

電話：26－7066（内線：8315）

地域減災力・受援体制強化支援事業

(事業開始年度：平成 27 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

南海トラフ地震・津波から県民の生命を守るため、市町村の高台等の避難場所や避難経路の整備、指定避難所の機能強化、避難訓練等に対する支援を行う。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

(1) 減災力強化推進事業

市町村が大規模災害に備え実施する避難場所確保対策（避難場所の整備、避難経路・高台等への階段、表示板の整備など）や指定避難所の機能強化、地域における避難訓練等に対して支援を行う。

(2) 受援体制構築支援事業

県の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、市町村が策定する受援計画に位置付けられた拠点等について、運営に必要な資機材の調達等にかかる費用への補助を行う。

(3) 自主防災組織育成助成事業

自主防災組織の育成及び活性化を図るため、活動に必要な資機材の整備にかかる費用への補助を行う。

4 補助率

補助率：1／3、1／4

補助限度額：700 千円／1 か所

5 県所管課

総務部 危機管理局危機管理課（南海トラフ・大規模災害対策担当）

電話：2 6－7 9 4 9（内線：8 3 1 3）

消防団の資機材整備事業（消防団を支える総合対策事業）

（事業開始年度：令和 6 年度）

— 県 —

1 事業の目的・概要

消防団員の消防活動に必要とする資機材を整備する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

消防団活動の安全確保や省力化につながる資機材の整備を支援（1,200 万円）

4 補助率

1／3 以内（財政力指数により 1／4 以内）

※消防団活動の省力化につながる資機材に対し優先して採択

5 県内事例

令和 6 年度実績

災害対応のための資機材整備支援

宮崎市外 17 団体（消防用ホース、救助用ロープなど）

6 県所管課

総務部 危機管理局消防保安課（消防担当）

電話：26－7627（内線：8323）